

# 発注者支援業務・公物管理補助業務 等の方針について

## <資料構成>

- |                         |         |
|-------------------------|---------|
| 【1】令和5年度発注者支援業務等の改定概要   | ・・・P 1  |
| 【2】令和5年度発注者支援業務等の方針     | ・・・P 26 |
| 【3】令和5年度発注者支援業務等のポイント   | ・・・P 27 |
| 【4】令和5年度発注者支援業務等の契約方針   | ・・・P 39 |
| 【5】令和5年度発注者支援業務等における要件等 | ・・・P 42 |
| 【6】その他                  | ・・・P 73 |

令和5年度の発注者支援業務等の手続きより、以下の内容を改定します。

## ①賃上げ評価の追加

## ②積算関係の改定

- 「積算技術業務」の積算歩掛
- パソコン、プリンタ単価

## 発注スケジュールについて

| 「工事監督支援」<br>「公物管理補助」<br>「行政事務補助業務」<br>「施工体制調査業務」   | 左記以外の<br>発注者支援業務等<br>(積算技術、技術審査、用地補償)                         |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">■ 発注の見通しの公表《<b>令和4年12月14日</b>》</p> <p style="text-align: center;">(各事務所にて閲覧、PPI、HP公表(記者発表)予定)</p> |   |
| <p>■ 入札手続開始の公告<br/>                     ※<b>1月中旬以降</b>を予定</p>  | <p>■ 入札手続開始の公告<br/>                     ※<b>1月下旬以降</b>を予定</p> |
| <p>■ 入札・開札<br/>                     ※<b>3月上旬</b>を予定</p>  | <p>■ 入札・開札<br/>                     ※<b>3月中旬以降</b>を予定</p>     |
| <p>■ <b>4月3日契約</b><br/>                     ※履行開始は4月1日～</p>  | <p>■ <b>4月4日以降契約、履行開始</b></p>                                 |

# 【1】令和5年度発注者支援業務等の改定概要

## ①賃上げ評価の追加

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置、ペナルティの流れ

適用対象：令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。  
但し、令和4年2月1日以降に入札・契約手続運営委員会に諮る調達案件とする。

入札公告(公示)

「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けたことをもって評価（賃金引き上げ表明は①事業年度※単位又は②年暦単位での表明）  
①大企業 3%以上 ②中小企業1.5%以上  
※①事業年度は契約を行う予定の年の4月以降に開始するもの

加算点=従来の加算点+賃上げ加算点(加算点の5%以上) → (例)施工能力評価型Ⅱ型…従来の加算点40点+賃上げ加算点3点=加算点合計43点 (3点/43点=6%)

入札、落札決定

落札者が賃上げ加算点で  
加点なし

落札者が賃上げ加算点で  
加点あり

加点を受けた落札者が以下の書類作成後に総務部  
契約課へ提出（賃上げの実績の確認）

①年度単位による賃上げ表明  
法人事業概況説明書（又は税務申告の作成書類）

②年単位による賃上げ表明  
給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

賃上げ基準に達していない者

総務部  
契約課  
に提出

四半期分を  
本省大臣  
官房会計  
課に提出

四半期分を  
財務省主  
計局法規  
課に提出

総務部  
契約課  
へ連絡※

各省各庁  
の長へ通  
知

全省庁分  
を財務省  
がまとめ

※総務部契約課から、賃上げ基準に  
達していない企業に減点措置の通知

財務省主計局法規課から通知された日から1年間  
国の総合評価落札方式の調達の全てに対して加点  
より大きな割合の減点(加点に1点を加えた減点)

## 関東地方整備局の建設コンサルタント業務等における総合評価方式別の総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

### ■適用対象

令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての業務  
但し、令和4年2月1日以降に入札・契約手続運営委員会に諮る調達案件とする。

### ■関東地方整備局の建設コンサルタント業務等における総合評価方式別の総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

- ・技術点の5%以上の整数とし以下のとおりとする。
- ・従来の技術点に含めて加算を行い、その後の技術評価点の算出は従来と同じとする。

$$\text{技術評価点} = 60\text{点}^* \times \frac{\text{技術点(賃上げ加算点を含む)}}{\text{技術点満点(賃上げ加算の配点を含む)}} \quad * \text{建築コンは55点}$$

#### ①総合評価落札方式(標準型1:3、簡易型1:1(実施能力評価型))

技術点満点が200点の場合 → 従来の技術点200点+賃上げ加算点11点とし合計211点(11点/211点=5%)

#### ②総合評価落札方式(簡易型1:1(①、③及び④を除く))

技術点満点が100点の場合 → 従来の技術点100点+賃上げ加算点6点とし合計106点(6点/106点=6%)

#### ③総合評価落札方式(発注者支援業務等)

技術点満点が80点の場合 → 従来の技術点80点+賃上げ加算点5点とし合計85点(5点/85点=6%)

#### ④総合評価落札方式(建築関係コンサル)

技術点満点が55点の場合 → 従来の技術点55点+賃上げ加算点3点とし合計58点(3点/58点=5%)

- ・賃上げの実施に関する評価点は、履行確実性評価の対象としない。

# 【1】令和5年度発注者支援業務等の改定概要

## 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置 賃上げ実績確認の運用等について

賃上げの表明を行い受注した企業に対する「賃上げ実績の確認」においては、事業年度単位の賃上げを表明する場合は「法人事業概況説明書」、暦年単位の場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」から給与等受給者一人当たりの給与総額（中小企業等の場合は給与総額）により確認するのが標準的な方法として示されている。

（事業年度単位の賃上げを表明した場合）法人事業概況説明書

（暦年単位の賃上げを表明した場合）  
給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

別紙3 法人事業概況説明書 FB1004

年度終了後に前年度分とあわせて  
関東地方整備局総務部契約課に提出  
↓  
所定の欄の値から実績の確認を行う

別紙4 令和〇〇年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表 FE0104

暦年終了後に前年分とあわせて  
関東地方整備局総務部契約課に提出  
↓  
所定の欄の値から実績の確認を行う

# 【1】令和5年度発注者支援業務等の改定概要

- 賃上げ実績の確認において、標準的な方法とされている「法人事業概況説明書」や「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認することができると認められる書類に代えることができるとされているところ。
- 賃上げを行う企業を評価するとの本制度の趣旨に沿った対応となるよう運用するため、具体的な確認書類の提出方法、「同等の賃上げ実績」と認めることができるかの現時点における考え方についての運用を整理。

## ○確認書類の提出方法

- ・賃上げ実績の確認時、税理士又は公認会計士等の第三者により「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出。

※賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもって賃上げ実績を証明させることも可能。

## ○「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

- ・中小企業等においては、実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれを採用することも可能。
- ・各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価することも可能。
- ・通知に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価することも可能。

※ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を踏まえて判断することも可能。（具体例は次頁）

※なお、本制度において、企業の賃上げ表明を行う様式には従業員代表及び給与又は経理担当者の記名・捺印を求めており、企業の真摯な対応を期待するもの。

※仮に制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事後であってもその後に減点措置を行う。

## 同等の賃上げ実績と認めることができる具体的な場合の例

○各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価する。

- ・ 継続雇用している給与等受給者への支給額で評価する。  
⇒ ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等に対応
- ・ 定年退職者の再雇用や育児休暇や介護休暇の取得者など給与水準が変わる者を除いて評価する。  
⇒ 雇用確保やワークライフバランス確保の取組に対応
- ・ 計画的に超過勤務を減らしている場合、超過勤務手当等を除いて評価する。  
⇒ 働き方改革の推進、時間外労働規制の令和6年4月からの適用に対応
- ・ 災害時の超過勤務や一時雇用、業績に応じ支給する一時金や賞与等を除いて評価。  
⇒ 災害等による業績の変動等の企業がコントロールできない変動要因に対応

○通知に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価する。

- ・ 一部の従業員の給与が含まれない場合、別途考慮して評価する。
- ・ 外注や派遣社員の一時的な雇い入れによる労務費が含まれる場合、これを除いて評価する。
- ・ 退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれる場合、これを除いて評価する。
- ・ 役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合、これを除いて評価する。
- ・ 令和4年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和4年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。

※上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない

## 事業年度開始月と賃上げ実施月が異なる場合の取扱い

### (1) 賃上げ評価期間

- ・ 契約締結予定日を含む国の会計年度内の4月以降に開始する事業者の事業年度  
または
- ・ 契約締結予定日を含む暦年

### (2) 令和4年度において事業年度開始前に賃上げ実施する場合の特例

令和4年度において事業年度開始前に賃上げを実施する事業者にあつては賃上げ実施月から1年間を評価期間とすることも可能。

## 【追加】

### (3) 事業年度開始後に賃上げを実施する場合の特例

事業年度開始月より後の賃上げについては、下記のいずれの条件も満たす場合に賃上げ実施月から1年間を評価期間とすることが可能。

① 契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること

※ 暦年中の賃上げを表明している場合にあつては、当該暦年内に賃上げが行われていることとする。

② 当該企業の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること

(意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと)

# 【1】令和5年度発注者支援業務等の改定概要

## 賃上げ実績確認期間の後ろ倒しについて

【参考資料】

○以下の2つの条件を共に満たす場合、賃上げ実績確認期間を後ろ倒すことが可能。

- ① 契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること  
(暦年中の賃上げを表明している場合にあつては、当該暦年内に賃上げが行われていること)
- ② 当該企業の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること(意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと)

事業年度単位の場合

令和四年二月八日付  
事務連絡

令和4年4月以降の最初の事業年度開始日より前の令和4年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。

(例)実際の事業年度がR4.10~R5.9の場合  
→最も早い場合、R4.4~R5.3まで前倒し可能



本事務連絡

事業年度開始日より後の賃上げについては、条件(\*)を満たす場合、賃上げ実施日から1年間の賃上げ実績を評価する。

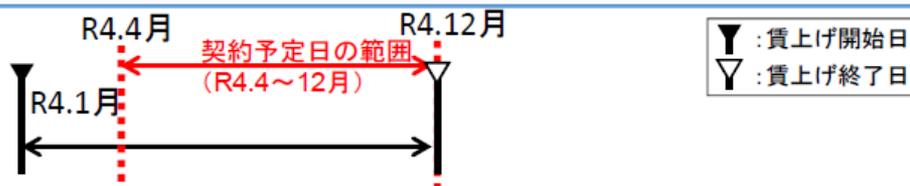
(例)実際の事業年度がR4.10~R5.9の場合  
→最も早い場合、R4.4~R5.3まで前倒し可能  
→最も遅い場合、R5.3~R6.2まで後ろ倒し可能



暦年単位の場合

令和四年二月八日付  
事務連絡

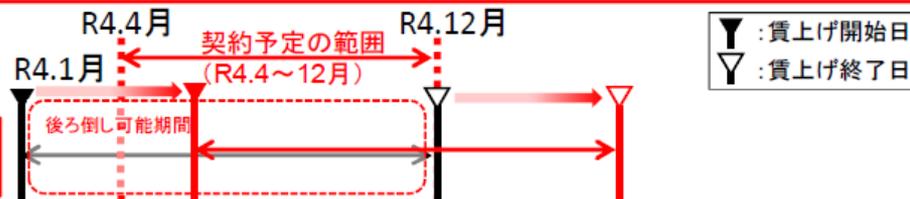
(例)暦年で賃上げ表明した場合



本事務連絡

暦年開始日より後の賃上げについては、条件(\*)を満たす場合、賃上げ実施日から1年間の賃上げ実績を評価する。

(例)暦年で賃上げ表明した場合  
最も遅い場合、R4.12~R5.11まで後ろ倒し可能



## 天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者の取扱い

○賃上げ加点措置を受け、賃上げ水準が未達成の場合には、減点措置を課すこととしているところ。

○天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者について、減点措置を要しないこととし、できるだけ多くの事業者が賃上げ表明を行うことが可能となるよう、その典型的な事例を予め次の通り例示。

- (1) 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。
- (2) 各種経済指標の動向等を踏まえ、平成20年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。
- (3) (1) 及び (2) に該当しない場合であっても、次のような自らの責によらない場合で、かつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名した理由書の提出があった場合は減点措置を課さないこととする。
  - ① 自然災害（風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等）や人為的な災害（火災等）等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合
  - ② 主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合
  - ③ 資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合

など

※「事実を客観的に証する書類」とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているが、これに限らない。

※ (1) から (3) は例示であり、これ以外の事象等については、今後必要に応じて別途通知する。

(様式-19の1) 大企業用

(様式-19の1) 大企業用

## 従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当事業年度）（又は○年）において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率○%以上とすることを表明いたします。  
従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日  
株式会社○○○○  
（法人番号を記載）  
（住所を記載）  
代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日  
株式会社○○○○  
従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印  
給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

【本表明書については、従業員代表及び給与又は経理担当者が押印した書類の写しの提出とする。】

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度及びその前年度の「法人事業概況説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに関東地方整備局総務部契約課調査係に提出してください。  
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、当該年及びその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の1月末までに関東地方整備局総務部契約課調査係に提出してください。
3. 上記1. 又は2. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記確認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、賃上げの実施に関する評価を減点するものとします。
4. 上記3. による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告（公示を含む）が行われる調達に参加する場合に行われることとなります。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した関東地方整備局総務部契約課により適宜の方法で通知するものとします。
5. 表明書の従業員代表と給与又は経理担当者（以下、従業員代表等）については、特定の立場・役職等により制約するものではなく、提出者の実情に応じて選出していただくことで構いません。なお、従業員代表等の押印がない場合は加点対象となりません。表明書の提出は、押印した書類の写しとします。

(様式-19の2) 中小企業等用

(様式-19の2) 中小企業等用

## 従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率○%以上とすること

を表明いたします。

従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

（住所を記載）

代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

従業員代表

氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者

氏名 ○○ ○○ 印

【本表明書については、従業員代表及び給与又は経理担当者が押印した書類の写しの提出とする。】

【本表明書と併せて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。なお、「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。】

（留意事項）

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度及びその前年度の「法人事業概況説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに関東地方整備局総務部契約課調査係に提出してください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、当該年及びその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の1月末までに関東地方整備局総務部契約課調査係に提出してください。

3. 上記1. 又は2. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記確認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、賃上げの実施に関する評価を減点するものとします。

4. 上記3. による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告（公示を含む）が行われる調達に参加する場合に行われることとなります。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した関東地方整備局総務部契約課により適宜の方法で通知するものとします。

5. 表明書の従業員代表と給与又は経理担当者（以下、従業員代表等）については、特定の立場・役職等により制約するものではなく、提出者の実情に応じて選出していただくことで構いません。なお、従業員代表等の押印がない場合は加対象となりません。表明書の提出は、押印した書類の写しとします。



## 1. 公告文の変更点

### 入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付する。  
 今回の業務に参加可能な実績を有し、業務拠点の参加条件を満たす者は、〇〇程度が見込まれる。  
 本業務は、入札手続き等について、一部を除き、下記分任支出負担行為担当官の事務所とは別の事務所(関東地方整備局〇〇事務所)において行う業務である。

令和〇年〇月〇日

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局 〇〇事務所長

#### 1. 業務概要

- (1) 業務名 〇〇工事監督支援業務(電子入札対象案件)(電子契約対象案件)
- (2) 業務目的 本業務は、〇〇河川国道事務所の〇〇出張所、〇〇監督官詰所における〇〇に関する工事実施の監督補助を行うものであり、調査職員を支援し、当該発注工事の円滑な履行及び品質確保を図ることを目的とする業務である。

#### (3) 業務の内容

本業務は、工事毎に、以下に掲げる内容を行うものである。

なお、発注者受注者間の指示及び承諾行為は受注者の管理技術者に対して行うため、実施する担当技術者は管理技術者の管理下において作業を行うものである。

- 1) 請負工事の契約の履行に必要な資料作成等
- 2) 請負工事の施工状況の照合等
- 3) 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成
- 4) 工事検査等への臨場
- 5) その他

上記各条項において工事契約上重大な事案等が発見された場合の報告、災害発生時の情報の収集等

- 6) 予定工事件数は〇〇件を予定している。なお、業務は同時に〇〇件を実施する。

(中略)

(9) 本業務は、賃上げの実施をする企業等に対して、総合評価における加点を行う業務である。

#### 2. 競争参加資格

競争参加資格者は、2-1. に掲げる資格を満たしている単体企業又は2-2. に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

- 2-1. 単体企業

#### 3. 総合評価落札方式に関する事項

##### (2) 総合評価の評価方法

##### 1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

##### 2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点 = (価格評価点の満点) × (1 - 入札価格 / 予定価格)

価格評価点の満点は30点とする。

##### 3) 技術評価点の算出方法

申請書の内容に応じ、下記のとおり評価を行い、技術評価点を与える。

- 3-1) 予定価格が1,000万円以下の業務の場合は、申請書の内容に応じ、下記①、②、③、④の評価項目毎に評価を行い技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

① 予定技術者の経験及び能力

② 実施方針

③ 技術提案

④ 賃上げの実施に関する評価

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点 = (技術評価点の満点) × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計 = (①に係る評価点) + (②に係る評価点) + (③に係る評価点) + (④に係る評価点)

- 3-2) 予定価格が1,000万円を超える業務の場合は、申請書の内容に応じ、下記①、②、③、④、⑤の評価項目毎に評価を行い技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

① 予定技術者の経験及び能力

② 実施方針

③ 技術提案

④ 技術提案等の履行確実性

⑤ 賃上げの実施に関する評価

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点 = (技術評価点の満点) × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計 = (①に係る評価点) + (技術提案評価点) × (④の評価に基づく履行確実性度) + (⑤に係る評価点)

技術提案評価点 = (②に係る評価点) + (③に係る評価点)

- 4) 総合評価は入札者の申し込みに係る上記により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値(評価値)をもって行う。

## 2. 入札説明書の変更点

### 入札説明書(総合評価落札方式(工事監督支援業務))

関東地方整備局〇〇事務所の〇〇業務に係わる入札公告(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

本業務は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。

本業務は、入札手続き等について、一部を除き、下記分任支出負担行為担当官の事務所とは別の事務所(関東地方整備局〇〇事務所)において行う業務である。

1. 公告日 令和〇年〇月〇日

2. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局 〇〇事務所長

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

3. 業務名 〇〇工事監督支援業務(電子入札対象案件)(電子契約対象案件)

4. 業務概要

(1) 業務目的

本業務は、〇〇河川国道事務所の〇〇出張所、〇〇監督官詰所における〇〇に関する工事実施の監督補助を行うものであり、調査職員を支援し、当該発注工事の円滑な履行及び品質確保を図ることを目的とする業務である。

(中略)

**(10) 本業務は、賃上げの実施をする企業等に対して、総合評価における加点を行う業務である。**

(11) 本業務の契約書(案)、特記仕様書は別冊のとおりである。

(12) 担当部局

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

国土交通省 関東地方整備局〇〇事務所

〇〇課 〇〇係

電話: 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

電子メール: 〇〇〇@〇〇. 〇〇. 〇〇

| 評価項目   | 評価の着目点  |  | 評価のウェイト    |
|--|---------|--|------------|
|  | 管理      | 判断基準   |            |
| 配置予定管理技術者の経験及び能力   | 資格要件    | 技術者資格等、その専門分野の内容   | ① 5<br>② 3 |
| 下記の順位で評価する。<br>①以下のいずれかの資格を有するもの<br>・技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門)<br>・一級土木施工管理技士<br>・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者<br>・(一社)全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者(I)、公共工物品質確保技術者 |         |  |            |
| (中略)   |         |  |            |
|  | 実現性     | 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。   | 10         |
| 賃上げの実施に関する評価   | 大企業※5   | 令和5年4月以降に開始する参加者の最初の事業年度または令和5年(暦年)において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明している場合。 | 5          |
|  | 中小企業等※5 | 令和5年4月以降に開始する参加者の最初の事業年度または令和5年(暦年)において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している場合。            |            |
| 合計(技術評価の配点合計)  |         |  | 85         |

賃上げ表明書の評価(加点)を実施する適用期間については関東地方整備局ホームページ(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000227.html>)に掲載している。

※1「当該事務所等管内」とは、〇〇県内とする。

※2「当該事務所等が所在する都県に隣接する都県(整備局管内)」とは、〇〇県内とする。

※3「当該整備局管内」とは、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・静岡県内とする。

※4「当該事務所等が所在する都県に隣接する都県(整備局管外)」とは、〇〇県内とする。

※5「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。

## 2. 入札説明書の変更点(前ページの続き)

### 9. 総合評価落札方式に関する事項

#### (7) 総合評価の評価方法

##### 1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

##### 2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の満点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

価格評価点の満点は30点とする。

##### 3) 技術評価点の算出方法

3-1) 予定価格が1,000万円以下の業務の場合は、申請書の内容に応じ、下記①、②、③、④の評価項目毎に評価を行い技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

- ① 予定技術者の経験及び能力
- ② 実施方針
- ③ 技術提案

#### ④ 賃上げの実施に関する評価

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

$$\text{技術評価の得点合計} = (\text{①に係る評価点}) + (\text{②に係る評価点}) + (\text{③に係る評価点}) + (\text{④に係る評価点})$$

3-2) 予定価格が1,000万円を超える業務の場合は、申請書の内容に応じ、下記①、②、③、④、⑤の評価項目毎に評価を行い技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

- ① 予定技術者の経験及び能力
- ② 実施方針
- ③ 技術提案
- ④ 技術提案等の履行確実性

#### ⑤ 賃上げの実施に関する評価

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

$$\text{技術評価の得点合計} = (\text{①に係る評価点}) + (\text{技術提案評価点}) \times (\text{④の評価に基づく履行確実性}) + (\text{⑤に係る評価点})$$

$$\text{技術提案評価点} = (\text{②に係る評価点}) + (\text{③に係る評価点})$$

4) 総合評価は入札者の申し込みに係る上記により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値(評価値)をもって行う。

#### (10) 賃上げの実施に関する評価

本評価項目で加点を希望する入札参加者は、様式-19の1又は様式-19の2の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」(以下、「表明書」という。)を申請書とともに提出すること。なお、設計共同体が加点を受けるには全構成員による表明が必要である。

また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。

提出方法は6.(4)によるものとし、表明書及びこれに附属する添付書類は申請書とともに1つのPDFファイルとすること。

なお、表明書の押印は、2.3.(18)による省略ができない。

経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

#### 1) 賃上げ実施の確認

本項目で加点を受けた落札者に対しては、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、速やかに関東地方整備局総務部契約課が確認を行う。本項目で加点を受けた落札者は、以下に示す書類を事業年度等が終了した後、下記に定める期限までに関東地方整備局総務部契約課調査係に提出すること。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」(別紙-6)の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額(以下「合計額」という。)を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料を当該事業年度終了月の翌々月末までに関東地方整備局総務部契約課調査係に提出すること。ただし、法人税法(昭和40年法律第34号)第75条の2の規定により申告書の提出期限の延長がなされた場合には、関東地方整備局総務部契約課調査係への提出期限を同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長するものとする。(※3)

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙-7)の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「④ 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする(※1及び2)。暦年単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料を翌年

## 2. 入札説明書の変更点(前ページの続き)

の1月末までに関東地方整備局総務部契約課調査係に提出すること。(※3)

上記の資料を提出する際には受注案件名を記載した任意の書面も併せて提出すること。複数の受注案件がある場合は全ての受注件名を記載して一度に提出することも可能とする。なお、その場合の「法人事業概況説明書」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」は1件分の提出で構わない。

問い合わせ先、提出場所及び提出方法は以下の通り。

### ①問い合わせ先及び提出場所

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

関東地方整備局総務部契約課調査係

電話：048-601-3151

### ②提出方法

持参又は書留郵便等(書留郵便及び「民間事業者による信書の送達に関する法律」(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便をいう。)により提出すること。

上記の期限までに書類が提出されない場合(※3)又は上記確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、関東地方整備局総務部契約課調査係が通知する減点措置の開始の日から1年間に、政府調達の総合評価落札方式による入札公告(公示を含む)が行われる調達に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合(関東地方整備局(港湾空港関係を除く)においては1点大きな配点)の減点を行う。

なお、設計共同体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該設計共同体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む設計共同体に対して行う。

※1：中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は別紙-6の「合計額」と、暦年単位の場合は別紙-7の「支払金額」とする。

※2：上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。

この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は別紙-8のとおりである。

※3：賃上げを開始する月が、事業年度開始月よりも、また暦年においては1月よりも後になる場合においては、賃上げ開始月から1年間の賃上げ実績を評価することができるため、事業年度においては当該事業年度終了月の翌々月末、

暦年においては翌年1月末までに、関東地方整備局総務部契約課調査係に賃上げ実施期間と例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していることが確認出来る書類(任意様式)を提出するものとする。なお、確認書類の提出期限は当該評価期間の終了月の翌々月末までとする。

ただし、以下の①～③に示すような、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することが出来なかった者については、減点措置を課さないこととする。

① 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条第1項の規定に基づき指定された特定非常災害であつて、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。

② 各種経済指標の動向等を踏まえ、平成20年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。

③ ①及び②に該当しない場合であっても、次の1)～3)のような自らの責によらない場合であつて、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名または記名・捺印した理由書の提出があり、契約担当官等が必要ないと認める場合には減点措置を課さないこととする。なお、事実を客観的に証する書類とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているが、これに限らない。

- 1) 自然災害(風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等)や人為的な災害(火災等)等により、事務所、向上、主要な事業所等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合
- 2) 主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合
- 3) 資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合など

## ②積算関係の改定

- ・「積算技術業務」の積算歩掛について

令和5年度は別紙のとおり

- ・「技術審査業務」「調査設計資料作成業務」で計上するパソコン・プリンタ使用料について

上記については、関東地方整備局HPにて公表。

(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000057.html>)

# 【1】令和5年度発注者支援業務等の改定概要

## 発注者支援業務積算基準の運用基準

(令和5年4月1日以降に契約締結する業務に適用)

### 1. 運用基準について

発注者支援業務積算基準の運用基準は、「積算技術業務積算基準」、「技術審査業務積算基準」、「工事監督支援業務積算基準」及び「調査設計資料作成業務積算基準」について、積算計上の考え方を示した運用を定めたものである。

なお、当該運用は契約方式を一般競争(総合評価落札方式)とする場合を対象とし、それ以外の契約方式による場合は別途考慮するものとする。

### 2. 業務委託料の積算(発注者支援業務)

「積算技術業務積算基準」、「技術審査業務積算基準」及び「工事監督支援業務積算基準」

の3. 業務委託料の積算(2) 各構成費目の算定イ 直接原価(イ) 直接人件費、及び(ロ) 直接経費は各種業務において以下のとおりとする。

# 【1】令和5年度発注者支援業務等の改定概要

## 2-1 積算技術業務

### 1) 標準歩掛

積算技術業務における積算基準は、「積算技術業務積算基準」のとおりとする。

### 2) 各構成費目の算定

#### ①直接人件費

直接人件費の算出のための歩掛は「別紙-1 積算技術業務（各種歩掛）」による。  
なお、現地調査については、当初設計書作成時を対象として標準歩掛を用いる。

#### ②事務用品費

事務用品費は「その他原価」に含まれている為、別途計上しない。

#### ③旅費交通費

旅費交通費等について、通勤により業務を行う場合は、直接人件費に対し率を乗じた額を計上する。

なお、率を用いない積算としている場合は、以下のように計上するものとする。

ア. 打合せにかかる旅費交通費については、業務全体の打合せ及び対象工事毎の打合せの回数分を「設計業務等標準積算基準書参考資料」及び「測量業務、地質調査、設計業務等における旅費交通費の取扱いの一部改正について（H24.12.25 付国調整技管第163号）」により計上すること。

イ. 現地調査にかかる旅費交通費については、現地調査1回毎に以下の通り計上すること。

1) 使用する業務用自動車の規格は、原則として5人乗りライフトラン（1.5L）とする。  
2) 業務用自動車損料については、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算する。

3) 業務用自動車は、現場内移動（現地調査）のために1日・台当たり2時間計上するものとする。

#### ④電算機使用経費

電算機使用料については、原則として別途計上しない。

### 3) 打合せ

打合せ回数は特記仕様書による。

積算対象工事毎の打合せの積算は、積算基準の「工事毎の打合せ」に基づき、1回あたりの歩掛を計上する。

### 4) 総価入札単価合意方式

単価を合意する場合は、下記の式により合意単価を算定すること。

$$\text{単価} = (\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} + \text{一般管理費}) \times 1.10$$

※注：税抜き価格は、千円未満を切り捨てする。なお、端数の切り捨ては単価毎に一般管理費等にて行うこととし、全体の契約額に関する調整は任意の工事区分における単価の一般管理費等にて行うこととする。

変更契約における追加項目の落札補正については、当初契約時における落札率を用いるものとする。（第2回変更契約以降については当初契約時の落札率を用いるものとする。）

# 【1】令和5年度発注者支援業務等の改定概要

## 2-2 技術審査業務

### 1) 標準歩掛

技術審査業務における積算基準は、「技術審査業務積算基準」とおりとする。

### 2) 各構成費目の算定

#### ①直接人件費

現地調査は原則行わないものとする。

#### ②電算機使用経費

在庁により業務を行う場合のパソコン、プリンタ等については、「別紙-2 パソコン及びプリンタ使用料」により計上するものとする。

#### ③旅費交通費

旅費交通費等について、通勤により業務を行う場合は、直接人件費に対し率を乗じた額を計上する。

なお、率を用いない積算としている場合は、以下のように計上するものとする。

ア. 打合せにかかる旅費交通費については、業務全体の打合せ及び対象工事毎の打合せの回数分を「設計業務等標準積算基準書参考資料」及び「測量業務、地質調査、設計業務等における旅費交通費の取扱いの一部改正について (H24.12.25 付国開整技管第163号)」により計上すること。

### 3) 打合せ

打合せ回数は、特記仕様書による。

審査対象工事毎の打合せの積算は、積算基準の「審査対象工事毎の打合せ」に基づき、1回あたりの歩掛を計上する。

### 4) 総額入札単価合意方式

単価を合意する場合は、下記の式により合意単価を算定すること。

$$\text{単価} = (\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} + \text{一般管理費}) \times 1.10$$

※注：税抜き価格は、百円未満を切り捨てする。なお、端数の切り捨ては単価毎に一般管理費等にて行うこととし、全体の契約額に関する調整は任意の単価の一般管理費等にて行うこととする。

変更契約における追加項目の落札補正については、当初契約時における落札率を用いるものとする。(第2回変更契約以降においても当初契約時の落札率を用いるものとする。)

# 【1】令和5年度発注者支援業務等の改定概要

## 2-3 工事監督支援業務

### 1) 標準歩掛

工事監督支援業務における積算基準は、「工事監督支援業務積算基準」とおりとする。

### 2) 各構成費目の算定

#### ① 電算機使用経費

在庁により業務を行う場合のパソコン、プリンタ等については、直接人件費に対し率を乗じた額を計上するものとする。

#### ② 旅費交通費

旅費交通費等について、通勤により業務を行う場合は、直接人件費に対し率を乗じた額を計上する。

なお、率を用いない積算としている場合は、以下のように計上するものとする。

ア. 打合せにかかる旅費交通費については、打合せの回数分を「設計業務等標準積算基準書参考資料」及び「測量業務、地質調査、設計業務等における旅費交通費の取扱いの一部改正について (H24.12.25 付国開整技管第163号)」により計上すること。

イ. 業務用自動車は、現場内移動（報告、調整、連絡業務を含む。）のために1日・台当たり2時間を計上するものとする。

### 3) 打合せ

打合せ回数は、特記仕様書による。

定例打合せの積算は、発注者支援業務積算基準に基づき、1月当たり2回を標準とし、業務場所（各出張所、監督官詰所等）毎に、管理技術者を1.2人/月計上するものとする。

# 【1】令和5年度発注者支援業務等の改定概要

3. 業務委託料の積算（調査設計資料作成業務）
  - 「調査設計資料作成業務積算基準」の第1章 3. 業務委託料の積算（2）各構成費目の算定1）直接人件費、及び2）直接経費は以下のとおりとする。
- 3-1 調査設計資料作成業務
  - 1) 標準歩掛
    - 調査設計資料作成業務における積算基準は、「調査設計資料作成業務積算基準」のとおりとする。
  - 2) 各構成費目の算定
    - ①電算機使用経費  
在庁により業務を行う場合のパソコン、プリンタ等については、「別紙-2 パソコン及びプリンタ使用料」により計上するものとする。
    - ②旅費交通費  
打合せにかかるとする旅費交通費については、打合せの回数分を「設計業務等標準積算基準書参考資料」及び「測量業務、地質調査、設計業務等における旅費交通費の取扱いの一部改正について（H24.12.25付国関整技管第163号）」により計上すること。
    - ③業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等  
業務内容として現地調査等を実施する場合は、「調査設計資料作成業務積算基準」のとおり計上する。
  - 3) 打合せ  
打合せ回数は、特記仕様書による。  
打合せの積算は、調査設計資料作成業務積算基準に基づき、1月当たり2回を標準とし、業務場所（各出張所、監督官詰所等）毎に、管理技術者を1.2人/月計上するものとする。
  4. 業務価格  
業務価格は10,000円単位とする。10,000円単位での調整は一般管理費で行う。

# 【1】令和5年度発注者支援業務等の改定概要

## 積算技術業務（各種歩掛）

別紙-1

| No | 事業区分(Lv0) | 工事区分(Lv1)  | 当初設計                |       |        |       |                     |       |        |       | 変更設計                |       |        |       |                     |       |        |       | 数量精査  |       |        |       |
|----|-----------|------------|---------------------|-------|--------|-------|---------------------|-------|--------|-------|---------------------|-------|--------|-------|---------------------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|
|    |           |            | 簡易A区分(工事種別が4種以下の工事) |       |        |       | 標準B区分(工事種別が5種以上の工事) |       |        |       | 簡易A区分(工事種別が4種以下の工事) |       |        |       | 標準B区分(工事種別が5種以上の工事) |       |        |       | 技師A   | 技師B   | 技師C    | 技術員   |
|    |           |            | 技師A                 | 技師B   | 技師C    | 技術員   |       |       |        |       |
| 1  | 河川改修      | 築堤・護岸      | 3.500               | 0.338 | 23.585 | 3.262 | 6.631               | 0.392 | 36.715 | 5.285 | 2.369               | 0.262 | 14.346 | 2.169 | 4.115               | 0.346 | 22.877 | 3.354 | 1.892 | 0.238 | 10.931 | 1.931 |
| 2  |           | 浚渫(河川)     | -                   | -     | -      | -     | 4.045               | 0.455 | 22.645 | 2.836 | -                   | -     | -      | -     | 2.682               | 0.264 | 13.982 | 2.000 | 1.191 | 0.264 | 6.445  | 0.945 |
| 3  |           | 樋門・樋管      | 4.858               | 0.258 | 28.825 | 4.192 | 7.069               | 0.338 | 41.100 | 5.985 | 2.933               | 0.317 | 17.583 | 2.658 | 4.346               | 0.323 | 24.885 | 3.762 | 2.100 | 0.158 | 13.150 | 1.750 |
| 4  |           | 水門         | 5.473               | 0.300 | 32.173 | 3.827 | 11.133              | 0.425 | 63.158 | 6.775 | 3.260               | 0.320 | 17.890 | 2.130 | 6.817               | 0.325 | 38.908 | 4.475 | 3.309 | 0.182 | 19.500 | 2.364 |
| 5  |           | 堰          | 6.100               | 0.318 | 36.136 | 4.145 | 11.573              | 0.445 | 66.773 | 7.027 | 3.727               | 0.300 | 21.400 | 2.609 | 7.255               | 0.327 | 42.227 | 4.727 | 3.409 | 0.182 | 20.300 | 2.518 |
| 6  |           | 排水機場       | 4.164               | 0.373 | 24.173 | 2.855 | 5.973               | 0.491 | 34.700 | 4.027 | 2.500               | 0.300 | 13.170 | 1.960 | 3.382               | 0.327 | 19.009 | 2.391 | 1.430 | 0.190 | 7.610  | 1.020 |
| 7  |           | 床止め・床固め    | 3.658               | 0.367 | 21.150 | 2.575 | 5.192               | 0.425 | 29.825 | 3.608 | 2.392               | 0.275 | 13.625 | 2.575 | 3.167               | 0.308 | 17.225 | 2.117 | 1.373 | 0.200 | 7.309  | 1.009 |
| 8  | 河川維持・修繕   | 河川維持       | 3.031               | 0.369 | 17.715 | 2.508 | 5.200               | 0.538 | 29.989 | 4.054 | 1.931               | 0.323 | 10.708 | 1.623 | 3.000               | 0.491 | 15.182 | 1.936 | 1.309 | 0.218 | 7.409  | 1.009 |
| 9  |           | 河川修繕       | 3.108               | 0.350 | 17.583 | 2.350 | 5.069               | 0.531 | 29.923 | 4.062 | 2.023               | 0.415 | 11.515 | 1.615 | 2.864               | 0.482 | 15.055 | 1.964 | 1.382 | 0.209 | 7.609  | 0.855 |
| 10 | 海岸整備      | 堤防・護岸      | 3.450               | 0.430 | 19.170 | 2.860 | 5.660               | 0.640 | 31.060 | 4.810 | 2.140               | 0.280 | 11.500 | 1.780 | 3.100               | 0.456 | 16.578 | 2.778 | 1.650 | 0.160 | 9.360  | 1.360 |
| 11 |           | 突堤・人工岬     | 3.244               | 0.467 | 16.300 | 2.789 | 5.011               | 0.678 | 25.289 | 4.144 | 1.933               | 0.356 | 9.933  | 1.744 | 2.933               | 0.422 | 15.322 | 2.411 | 1.225 | 0.325 | 5.838  | 0.888 |
| 12 |           | 海城堤防       | -                   | -     | -      | -     | 3.678               | 0.800 | 17.700 | 2.778 | -                   | -     | -      | -     | 2.311               | 0.422 | 12.367 | 1.811 | 1.200 | 0.378 | 5.211  | 0.711 |
| 13 |           | 浚渫(海岸)     | -                   | -     | -      | -     | 3.820               | 0.610 | 20.130 | 2.850 | -                   | -     | -      | -     | 2.267               | 0.611 | 10.322 | 1.411 | 1.200 | 0.270 | 6.180  | 0.730 |
| 14 |           | 養浜         | -                   | -     | -      | -     | 3.189               | 0.711 | 14.956 | 2.256 | -                   | -     | -      | -     | 1.922               | 0.533 | 9.089  | 1.433 | 1.089 | 0.289 | 5.067  | 0.656 |
| 15 | 砂防・地すべり対策 | 砂防堰堤       | 4.917               | 0.350 | 29.658 | 3.583 | 7.118               | 0.364 | 40.618 | 4.764 | 2.858               | 0.300 | 18.025 | 2.317 | 4.236               | 0.318 | 23.718 | 3.200 | 2.027 | 0.127 | 12.509 | 1.691 |
| 16 |           | 流路         | 4.150               | 0.558 | 23.875 | 3.400 | 5.950               | 0.700 | 34.125 | 4.442 | 2.473               | 0.309 | 14.518 | 1.936 | 3.550               | 0.300 | 19.708 | 2.550 | 1.464 | 0.200 | 8.645  | 1.245 |
| 17 |           | 斜面対策       | 3.525               | 0.325 | 22.525 | 2.575 | 5.691               | 0.382 | 33.709 | 3.782 | 2.073               | 0.273 | 12.673 | 1.627 | 3.436               | 0.282 | 19.909 | 2.355 | 1.510 | 0.190 | 9.070  | 1.090 |
| 18 | 道路新設・改築   | 道路改良       | 3.717               | 0.408 | 21.342 | 3.008 | 6.369               | 0.392 | 35.938 | 4.854 | 2.517               | 0.275 | 13.633 | 1.942 | 3.892               | 0.342 | 22.933 | 3.008 | 1.555 | 0.155 | 8.945  | 1.364 |
| 19 |           | 舗装         | 3.025               | 0.408 | 17.167 | 2.658 | 5.058               | 0.500 | 28.692 | 4.075 | 1.992               | 0.275 | 10.767 | 1.433 | 3.425               | 0.283 | 18.917 | 2.333 | 1.408 | 0.233 | 8.100  | 1.217 |
| 20 |           | 鋼橋上部       | 5.583               | 0.500 | 31.483 | 4.267 | 8.050               | 0.817 | 45.800 | 6.108 | 3.550               | 0.417 | 19.592 | 2.642 | 5.008               | 0.467 | 28.192 | 3.775 | 2.458 | 0.333 | 14.075 | 1.883 |
| 21 |           | コンクリート橋上部  | 5.108               | 0.483 | 28.550 | 3.392 | 7.283               | 0.450 | 40.858 | 4.983 | 3.358               | 0.317 | 18.275 | 2.183 | 4.675               | 0.283 | 27.592 | 3.458 | 2.850 | 0.142 | 12.525 | 1.575 |
| 22 |           | 橋梁下部       | 4.975               | 0.483 | 27.708 | 4.025 | 7.258               | 0.758 | 40.858 | 6.533 | 2.891               | 0.373 | 15.218 | 2.482 | 4.983               | 0.433 | 28.567 | 4.508 | 2.292 | 0.142 | 13.550 | 1.900 |
| 23 |           | トンネル(NATM) | -                   | -     | -      | -     | 9.155               | 1.027 | 50.218 | 7.518 | -                   | -     | -      | -     | 5.282               | 0.809 | 29.464 | 5.018 | 2.291 | 0.464 | 13.727 | 2.491 |
| 24 |           | コンクリートシールド | 3.273               | 0.518 | 18.382 | 2.900 | 5.145               | 0.582 | 28.891 | 4.245 | 2.191               | 0.336 | 11.545 | 1.636 | 3.064               | 0.355 | 16.964 | 2.700 | 1.427 | 0.245 | 7.873  | 1.155 |
| 25 |           | 鋼製シールド     | 3.809               | 0.536 | 22.027 | 3.391 | 5.455               | 0.600 | 29.755 | 4.500 | 2.273               | 0.345 | 13.345 | 2.155 | 3.209               | 0.355 | 17.345 | 2.836 | 1.360 | 0.270 | 7.180  | 1.500 |
| 26 |           | 地下横断歩道     | -                   | -     | -      | -     | 5.510               | 0.530 | 30.420 | 4.450 | -                   | -     | -      | -     | 3.460               | 0.410 | 19.300 | 2.760 | 1.680 | 0.150 | 9.290  | 1.210 |
| 27 |           | 地下駐車場      | -                   | -     | -      | -     | 5.420               | 0.570 | 29.270 | 3.970 | -                   | -     | -      | -     | 3.178               | 0.322 | 17.278 | 2.322 | 1.344 | 0.156 | 6.689  | 1.000 |
| 28 | 共同溝・電線共同溝 | 共同溝        | -                   | -     | -      | -     | 5.500               | 0.780 | 28.960 | 3.740 | -                   | -     | -      | -     | 3.200               | 0.533 | 16.833 | 2.200 | 1.344 | 0.256 | 6.689  | 1.033 |
| 29 |           | 電線共同溝      | -                   | -     | -      | -     | 5.383               | 0.525 | 30.067 | 4.100 | -                   | -     | -      | -     | 3.400               | 0.317 | 18.358 | 2.408 | 1.492 | 0.233 | 8.225  | 1.092 |
| 30 |           | 情報ボックス     | -                   | -     | -      | -     | 2.700               | 0.527 | 15.618 | 1.964 | -                   | -     | -      | -     | 1.900               | 0.336 | 9.191  | 1.136 | 0.967 | 0.217 | 4.750  | 0.600 |
| 31 | 道路維持・修繕   | 道路維持       | 3.258               | 0.358 | 19.333 | 2.767 | 6.583               | 0.383 | 40.117 | 5.017 | 2.208               | 0.300 | 13.000 | 1.908 | 3.918               | 0.418 | 23.200 | 2.836 | 1.950 | 0.150 | 11.625 | 1.333 |
| 32 |           | 道路修繕       | 3.327               | 0.436 | 20.173 | 2.364 | 7.567               | 0.392 | 41.825 | 4.233 | 2.227               | 0.318 | 12.536 | 2.618 | 4.450               | 0.308 | 24.500 | 2.650 | 2.125 | 0.225 | 12.125 | 1.458 |
| 33 |           | 橋梁保全工事     | 4.458               | 0.450 | 25.217 | 2.867 | 8.392               | 0.575 | 45.608 | 5.267 | 2.925               | 0.333 | 15.567 | 4.408 | 5.155               | 0.445 | 27.518 | 2.955 | 2.283 | 0.225 | 12.342 | 1.508 |
| 34 |           | 雪害         | -                   | -     | -      | -     | 2.236               | 0.427 | 12.445 | 2.964 | -                   | -     | -      | -     | 1.627               | 0.245 | 8.555  | 1.036 | 0.855 | 0.209 | 3.927  | 0.500 |

### 積算技術業務における各種歩掛

各工事の積算技術業務において、1工事当たりの積算<sup>※1)</sup>を実施するための各工事区分別の当初設計書及び変更設計書の歩掛とする。

「工事区分(Lv1)」が2種類以上設定が必要な工事に関しては、「主たる工事区分」の歩掛を使用するものとする。

注1) 積算とは、共通仕様書2002条で定められている以下の内容とする。

- ・工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成。
- ・積算資料作成
- ・積算システムへの積算データ入力（データリストの作成）

# 【1】令和5年度発注者支援業務等の改定概要

別紙-2

パソコン及びプリンタ使用料

1) パソコン (CADソフト含む) 1台当たり

円/ヶ月

| No | 項目       | 仕様 (以下と同等以上)   | 使用料 (税抜き) |
|----|----------|--|-----------|
| 1  | OS       | Windows 10   | 24,074    |
| 2  | アプリケーション | Microsoft office 2013  |           |
|    |          | Justsystem 一太郎 Pro   |           |
|    |          | Adobe Acrobat DC   |           |
|    |          | CADソフトウェア<br>(AutoCAD LT Civil Suite 2016 (AUTODESK CALS TOOLS 2016)等) |           |

2) パソコン (CADソフト含まない) 1台当たり

円/ヶ月

| No | 項目       | 仕様 (以下と同等以上)          | 使用料 (税抜き) |
|----|----------|-----------------------|-----------|
| 1  | OS       | Windows 10            | 17,578    |
| 2  | アプリケーション | Microsoft office 2013 |           |
|    |          | Justsystem 一太郎 Pro    |           |
|    |          | Adobe Acrobat DC      |           |

3) プリンタ 1台当たり (コピー用紙代、トナー代は含まない。)

円/ヶ月

| No | 項目     | 仕様            | 使用料 (税抜き) |
|----|--------|---------------|-----------|
| 1  | 用紙サイズ等 | カラー出力及び最大A3対応 | 16,311    |

令和4年度から変更なし

## 1. 入札契約方式について

### 全業務を「一般競争入札（総合評価落札方式）」

|          |                | 業務名                                 | 総合評価落札方式 |     |
|----------|----------------|-------------------------------------|----------|-----|
|          |                |                                     | 価格点:技術点  | タイプ |
| 発注者支援業務等 | 発注者支援          | 積算技術業務                              | 1:2      | 標準  |
|          |                | 技術審査業務                              | 1:2      | 標準  |
|          |                | 工事監督支援業務                            | 1:2      | 標準  |
|          | 公物管理補助         | 河川巡視業務                              | 1:2      | 標準  |
|          |                | 河川許認可審査支援業務                         | 1:2      | 標準  |
|          |                | ダム管理支援業務                            | 1:2      | 標準  |
|          |                | 堰・排水機場等管理支援業務                       | 1:2      | 標準  |
|          |                | 道路許認可審査・適正化指導業務                     | 1:2      | 標準  |
|          | 発注者支援等         | 用地補償総合技術業務                          | 1:2      | 標準  |
| その他      | 行政事務補助         | 調査設計資料作成業務                          | 1:1      | 簡易  |
|          |                | 用地調査点検等技術業務                         | 1:1      | 簡易  |
|          |                | 裁決申請等関係資料作成整理等業務及び災害復旧用地関係資料作成整理等業務 | 1:1      | 簡易  |
|          | 工事監督支援業務に準じる業務 | 施工体制調査業務                            | 1:2      | 標準  |

# 【3】令和5年度発注者支援業務等のポイント

## 1. 発注業務一覧

令和4年度から変更なし

| 区分                | 業務名称       | 主な業務内容        |  |
|-------------------|------------|---------------|--|
| 発注者支援業務等          | 発注者支援業務    | 積算技術業務        | 工事の積算に必要な工事発注用図面、数量総括表、積算資料、積算データの作成等の業務支援。  |
|                   |            | 技術審査業務        | 入札契約手続きにおける企業の技術力評価のため、審査資料の作成等の業務の支援。   |
|                   |            | 工事監督支援業務      | 工事目的物の位置、寸法、使用する材料等についての適否の確認及び監督員の報告や工事施工業者から提出される資料と現地状況の照合及び、設計変更協議用資料の作成等の支援。      |
|                   | 公物管理補助業務   | 河川巡視支援業務      | 河川が常時良好に保たれるよう、管理する区域(河川区域、河川予定地、河川保全区域)を巡視し、状況を把握、河川の異常・変状及び不法占用等の状況を報告・記録し必要な措置を講ずる。 |
|                   |            | 河川許認可審査支援     | 河川関係法令等に基づく申請書類の審査、許認可工作物の監督検査、苦情・問い合わせ対応、台帳整備、危機管理対応等の支援。                             |
|                   |            | ダム管理支援業務      | ダム、貯水池や関連設備等を管理する上で必要な監視、点検、ゲート操作、気象水象等の観測記録及びダム管理資料整理等の業務の支援。                         |
|                   |            | 堰・排水機場管理支援    | 管理する堰や排水機場及び樋門等の操作支援並びに操作に必要な情報収集や目視点検を行う。   |
|                   |            | 道路許認可審査・適正化指導 | 道路法に基づく各種申請書類の審査・指導、道路の不法使用、不法占有の指導取締り、境界確認申請審査・現地立会い、特殊車両通行の指導取締り等の支援                 |
|                   | 用地補償総合技術業務 | 用地補償総合技術業務    | 損失の補償等を要する権利者に対し、公共用地交渉方針の策定を行ったうえで、公共用地交渉を実施し、損失補償の承諾を得る 等                            |
|                   | その他        | 行政事務補助業務      | 調査設計資料作成業務   |
| 用地調査点検等技術業務       |            |               | 土地等の取得等に伴う測量、調査、補償金額の算定等に係る進捗状況を確認するための工程管理補助若しくは成果の点検・調製確認または用地関係資料の作成等を行う業務。         |
| 裁決申請等関係資料作成整理等業務  |            |               | 土地等の収用又は使用の裁決申請及び明渡裁決の申立て等に係る資料の作成整理等を行う業務。  |
| 災害復旧用地関係仕様作成整理等業務 |            |               | 災害復旧事業のための土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償等に係る資料の作成整理等の業務支援を行う。                                     |
| 工事監督支援業務に準ずる業務    |            | 施工体制調査業務      | 施工体制調査に係る業務  |

## 3. 近年に変更された主な事項（実施要項）

令和4年度から変更なし

### ◆ 実施要項の変更（その1）

#### 入札参加資格に関する事項の変更

R3～

##### 【公物管理補助業務】

- ・入札参加者の業務実績として、**行政事務補助業務**を追加

#### 配置予定管理技術者の資格要件等に関する事項の変更

R3～

##### 【発注者支援業務、調査設計資料作成業務、施工体制調査業務】

- ・同種業務に**公物管理補助業務**を追加

##### 【公物管理補助業務】

- ・技術的行政経験の経験年数を**25年から20年に緩和**
- ・技術的行政経験の範囲に、**中核市**を追加
- ・同種業務に**発注者支援業務**を追加

## 3. 近年に変更された主な事項（実施要項）

令和4年度から変更なし

### ◆ 実施要項の変更（その2）

#### 配置予定担当技術者の資格要件等に関する事項の変更

R3～

#### 【発注者支援業務、公物管理補助業務、調査設計資料作成業務、施工体制調査業務】

- ・ 技術的行政経験の経験年数を10年から5年に緩和
- ・ 技術的行政経験の範囲に、**中核市を追加**

#### 【発注者支援業務、調査設計資料作成業務、施工体制調査業務】

- ・ 同種業務に**公物管理補助業務を追加**

#### 【公物管理補助業務】

- ・ 同種業務に**発注者支援業務を追加**

#### 【参考】中核市について

|            |  |
|------------|--|
| 中核市の概要     | 政令指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務を除き、中核市に対して委譲するものである。 |
| 中核市の要件     | 人口20万人以上   |
| 関東地整管内の中核市 | 水戸市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、川口市、越谷市、船橋市、柏市、八王子市、横須賀市、甲府市、長野市                                    |

## 3. 近年に変更された主な事項（実施要項）

令和4年度から変更なし

### ◆ 実施要項の変更（その3）

**配置予定管理技術者の総合評価における判断基準についての変更** R2~

◎地域精通度について、隣接する都道府県について追加。（全業務）

| 変更前(3段階)                    |    | 現状(5段階)   |    |
|-----------------------------|----|---|----|
| 区分                          | 配点 | 区分  | 配点 |
| ① 当該事務所管内における同種又は類似業務実績がある。 | 5  | ① 当該事務所等管内における同種又は類似業務実績がある。                    | 5  |
|                             |    | ② 当該事務所等が所在する都県に隣接する都県(整備局管内)における同種又は類似業務実績がある。 | 4  |
| ② 当該整備局管内における同種又は類似業務実績がある。 | 3  | ③ 当該整備局管内における同種又は類似業務実績がある。                     | 3  |
|                             |    | ④ 当該事務所等が所在する都県に隣接する都県(整備局管外)における同種又は類似業務実績がある。 | 2  |
| ③ ①、②以外                     | 0  | ⑤ ①、②、③、④以外（④が存在しない場合④に関する記載しない）                | 0  |

令和4年度から変更なし

## 3. 近年に変更された主な事項（実施要項）

### 隣接する都道府県について

関東地方整備局管内とは、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・静岡県内とする。

「隣接する都道府県」とは、橋及びトンネルでの隣接を含む地続きの隣接都道府県とし、以下のとおりとする。

| 事務所<br>所在都県 | 隣接する都県                      |                 |
|-------------|-----------------------------|-----------------|
|             | 整備局管内                       | 整備局管外           |
| 茨城県         | 栃木県、埼玉県、千葉県                 | 福島県             |
| 栃木県         | 茨城県、群馬県、埼玉県                 | 福島県             |
| 群馬県         | 栃木県、埼玉県、長野県                 | 福島県、新潟県         |
| 埼玉県         | 茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、山梨県、長野県 |                 |
| 千葉県         | 茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県            |                 |
| 東京都         | 埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県            |                 |
| 神奈川県        | 東京都、千葉県、山梨県、静岡県             |                 |
| 山梨県         | 埼玉県、東京都、神奈川県、長野県、静岡県        |                 |
| 長野県         | 群馬県、埼玉県、山梨県、静岡県             | 新潟県、富山県、岐阜県、愛知県 |

## 3. 近年に変更された主な事項（実施要項）

令和4年度から変更なし

### ◆ 実施要項の変更（その4）

#### 配置予定担当技術者の総合評価における判断基準についての変更

H31・R1～

◎複数の配置予定担当技術者を申請した場合、上位1名の評価値とする。

| 業務区分   | 変更前（H30まで）   | 現行（H31から）  |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・積算技術業務</li> <li>・工事監督支援業務</li> <li>・技術審査業務</li> <li>・河川巡視支援業務</li> <li>・河川許認可審査支援業務</li> <li>・堰・排水機場等管理支援業務</li> <li>・道路許認可審査・適正化指導業務</li> </ul> | <p>複数の配置予定担当技術者が申請された場合は、申請された<b>全ての配置予定担当技術者の評価値の平均値</b>とする。</p>  | <p>複数の配置予定担当技術者が申請された場合は、申請された<b>配置予定担当技術者の上位1名の評価値</b>とする。</p>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム管理支援業務</li> </ul>  | <p>複数の配置予定担当技術者が申請された場合は、申請された（「調査職員勤務時間外及び閉庁日における情報連絡業務」にもつぱら従事する配置予定担当技術者を除く）<b>全ての配置予定担当技術者の評価点の平均値</b>とする。</p> | <p>複数の配置予定担当技術者が申請された場合は、申請された（「調査職員勤務時間外及び閉庁日における情報連絡業務」にもつぱら従事する配置予定担当技術者を除く）<b>配置予定担当技術者の上位1名の評価値</b>とする。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・用地補償総合技術業務</li> </ul>  | <p>複数の配置予定担当技術者及び予定業務従事者が申請された場合は、<b>すべての配置予定担当技術者及び配置予定業務従事者の評価点</b>（①5点又は②0点）の<b>平均値</b>とする。</p>                 | <p>複数の配置予定担当技術者及び予定業務従事者が申請された場合は<b>すべての配置予定担当技術者及び配置予定業務従事者の上位1名の評価値</b>とする。</p>                                |

## 3. 近年に変更された主な事項（実施要項）

令和4年度から変更なし

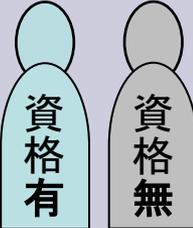
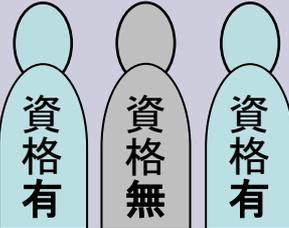
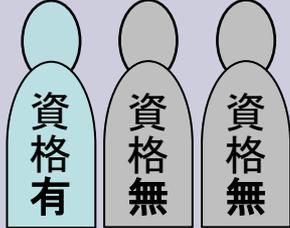
### ◆ 実施要項の変更（その5）

#### 配置予定担当技術者の資格要件の緩和

➤ 積算技術業務、技術審査業務

H27～

1つの履行場所において、担当技術者を複数名配置する場合、1名のみ資格要件を満たさなくとも配置可能とする。

|    | ①   | ②   | ③  | ④   | ⑤   |
|----|---|---|--|---|---|
| 事例 | <br>資格有<br>○ | <br>資格有 資格無<br>○ | <br>資格有 資格無 資格有<br>○ | <br>資格有 資格無 資格無<br>× | <br>資格無<br>× |

## 3. 近年に変更された主な事項（実施要項）

令和4年度から変更なし

### ◆ 実施要項の変更（その6）

**配置予定担当技術者の資格要件の緩和**      > 河川巡視支援      H30~

1. 配置予定担当技術者のうち1名以上が、以下のいずれかの資格等を有する場合、別の配置予定担当技術者のうち1名に限り、資格等を有することを求めない。

その他の配置予定担当技術者については資格要件のいずれかの資格を有すること。

- ・河川維持管理技術者
- ・河川点検士

|    | ①                           | ②                                 | ③                               | ④                           |
|----|-----------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|-----------------------------|
| 事例 | <p>資格有 上記の 資格無</p> <p>○</p> | <p>資格有 上記の 資格無 別の資格有</p> <p>○</p> | <p>資格有 上記の 資格無 資格無</p> <p>×</p> | <p>資格無 資格無 資格無</p> <p>×</p> |

2. 配置予定管理技術者が、河川維持管理技術者の資格を有する場合、複数の配置予定担当技術者のうち1名に限り、資格等を有することを求めない。その他の<sup>B4</sup>配置予定担当技術者については、資格要件のいずれかの資格等を有すること。

## 3. 近年に変更された主な事項（実施要項）

令和4年度から変更なし

### ◆ 実施要項の変更（その7）

#### 配置予定担当技術者の資格要件の緩和 ▶ ダム管理支援業務 H30~

1つの履行場所において、担当技術者を複数名配置する場合、1名のみ資格要件を満たさなくとも配置可能とする。

|    | ①          | ②              | ③                  | ④                  | ⑤          |
|----|------------|----------------|--------------------|--------------------|------------|
| 事例 | <p>資格有</p> | <p>資格有 資格無</p> | <p>資格有 資格無 資格有</p> | <p>資格有 資格無 資格無</p> | <p>資格無</p> |
|    | ○          | ○              | ○                  | ×                  | ×          |

#### 配置予定担当技術者の資格要件の緩和 ▶ 河川許認可審査支援 H30~

1つの履行場所において、担当技術者を複数名配置する場合、1名が資格要件を満たしていれば良いものとする。ただし、資格要件を満たす担当技術者の配置割合は1/3(人)を下回らないこと。

## 3. 近年に変更された主な事項（実施要項）

令和4年度から変更なし

### ◆ 実施要項の変更（その8）

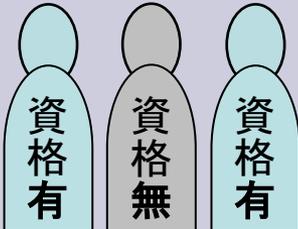
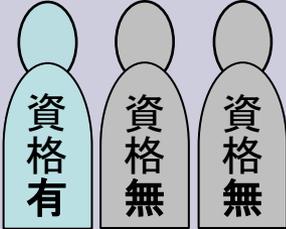
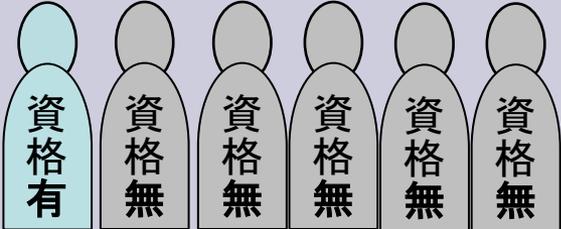
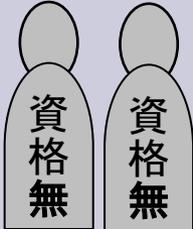
#### 配置予定担当技術者の資格要件の緩和

➤ 道路許認可審査・適正化指導

H30～

1つの履行場所において、担当技術者を複数名配置する場合、1名が資格要件を満たしていれば良いものとする。ただし、資格要件を満たす担当技術者の配置割合は1/5(人)を下回らないこと。

※「特殊車両通行許可審査業務」及び「特殊車両の通行に係る指導取締り」は1/3（人）

|    | ①  | ②  | ③   | ④  |
|----|--|--|---|--|
| 事例 | <br>資格有 資格無 資格有<br>○ | <br>資格有 資格無 資格無<br>○ | <br>資格有 資格無 資格無 資格無 資格無 資格無<br>× | <br>資格無 資格無<br>× |

## 3. 近年に変更された主な事項（実施要項）

令和4年度から変更なし

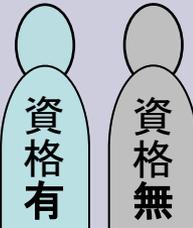
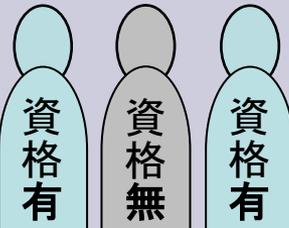
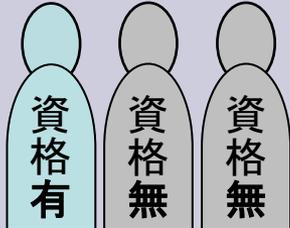
### ◆ 実施要項の変更（その9）

#### 配置予定業務従事者の資格要件の緩和

➤ 用地補償総合技術業務

H27～

業務従事者を複数名配置する場合、1名のみ資格要件を満たさなくとも配置可能とする。

|    | ①  | ②  | ③   | ④  | ⑤  |
|----|--|--|---|--|--|
| 事例 | <br>資格有 | <br>資格有 資格無 | <br>資格有 資格無 資格有 | <br>資格有 資格無 資格無 | <br>資格無 |
|    | ○  | ○  | ○   | ×  | ×  |

## 4. 競争参加資格申請書等に関するヒアリングについて

令和4年度から変更なし

令和3年1月7日付け本省通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」に基づき、原則ヒアリングは行わないものとする。

## 5. 暴力団排除に関する規定の運用要領について

令和4年度から変更なし

「競争の導入による公共サービスの導入に関する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領」が平成24年7月12日、発注者の有無について「応札参加者全て」から「**落札予定者1者**」について、警察庁との連携がなくなった。  
よって、4月1日より履行が必要となる場合は、開札を「2月中旬」とする。

※警察庁に照会していただく必要は、概ねなくなり、必要とする。

- **落札決定後の暴力団関係者の有無についての警察庁への照会が必要なくなる。**

令和4年度から変更なし

## 1. 応募要件等

(1) 企業及び配置予定管理技術者に求める実績要件

①業務実績要件の緩和＜全業務分野共通＞

企業及び配置予定管理技術者に求める実績要件の期間を過去10ヵ年から過去15ヵ年へ延長する。

②総合評価における実績評価の見直し＜積算技術業務, 工事監督支援業務, 技術審査業務＞

配置予定管理技術者の類似業務実績として設定していた地方公共団体（都道府県・政令市を除く）等が発注した発注者支援業務を同種業務実績に引き上げる。

(2) 配置予定管理技術者及び配置予定担当技術者等に求める資格要件  
(12～16ページに記載のとおり)

(3) 中立性要件

発注者支援業務の受注者と業務の対象工事の受注者等との利益相反を防止するため、当該要件に対して必要な中立性要件を付する。

(4) 配置予定管理技術者の直接的雇用関係

企業と配置予定管理技術者の直接的雇用関係について、履行期間中の直接雇用関係を求める要件とする。

(直接的雇用関係が確認できる資料の写しを添付することとする)

# 【4】令和5年度発注者支援業務等の契約方針

## 2. 契約条件の設定

令和4年度から変更なし

### (1) 設計共同体

- 技術力の結集による品質確保向上及び企業の積極的な参加による競争性の向上を図るため、平成23年度より設計共同体による業務参加を拡大導入しており、令和5年度も同様な業務の区分を設計共同体として認めている。

#### ◆設計共同体として認める業務の区分

| 対象業務                      | 分担できる業務の区分  |                                       |                           |
|---------------------------|-------------|---------------------------------------|---------------------------|
| 発注者支援業務<br>積算技術<br>工事監督支援 | 業務内容による区分   | ・河川／道路／電気／機械／公園 等                     |                           |
|                           | 工種による区分     | ・維持修繕／改築 等                            |                           |
|                           | 区域による区分     | ・出張所単位(監督官単位)<br>・河川単位<br>・道路路線単位 等   |                           |
| 公物管理補助業務<br>(全般)          | 業務内容による区分   | ・河川／道路／電気／機械 等                        |                           |
|                           | 区域による区分     | ・出張所単位<br>・河川単位<br>・道路路線単位 等          |                           |
|                           | ダム管理支援      | 業務内容による区分                             | ・下流放流区間巡回／ダム操作業務 等        |
|                           | 堰・排水機場等管理支援 | 区域による区分                               | ・施設単位 等                   |
|                           | 河川許認可審査支援   | 業務内容による区分                             | ・占用申請等の審査受付／現地での占用状況等確認 等 |
| 道路許認可審査・適正化指導             | 業務内容による区分   | ・占用申請等の審査受付／現地立会／特車申請の審査及び指導<br>取締り 等 |                           |
| 用地補償総合技術業務                | 業務内容による区分   | ・道路／河川 等                              |                           |
|                           | 区域による区分     | ・河川単位<br>・道路路線単位 等                    |                           |

令和4年度から変更なし

## (2) 国庫債務負担行為を活用した複数年度契約の実施

- 平成23年度より導入している「複数年度契約」については、令和5年度も継続し導入する。

発注者支援業務 . . . 実施可能な業務にて複数年度契約を導入

公物管理補助業務 . . . 実施可能な業務にて複数年度契約を導入

用地補償総合技術業務 . . . 実施可能な業務にて複数年度契約を導入

## 1) 参加資格要件

### (ア) 単体の場合

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ② 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度土木関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。
- ③ 関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤ 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑥ 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

※用地関係業務は、入札説明書による。

令和4年度から変更なし

## (イ) 設計共同体的場合

- ① (ア) に掲げる条件を満たしている者により構成されていること。
- ② 業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」に示すところにより、関東地方整備局長から業務に係る設計共同体として競争参加者の資格の認定を当該業務の開札の日までに受けているものであること。

令和4年度から変更なし

## 2) 競争参加資格確認申請書の提出者に対する要件

### (ア) 中立・公平性に関する要件

#### <発注者支援業務>

| 業務区分       | 要件  |
|------------|---|
| 積算技術       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事に関する参加資格要件<br/>業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。</li> </ul>  |
| 工事監督<br>支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事に関する事後制限(※参加資格には該当しない)<br/>本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所発注工事に参加してはならない。</li> </ul> |
| 技術審査       |   |

## ＜公物管理補助業務（その1）＞

令和4年度から変更なし

| 業務区分      | 要件   |
|-----------|--|
| 河川巡視支援    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加資格要件</li> </ul>  |
| 河川許認可審査支援 | <p>業務対象河川内の占有者等及びその占有者等と資本面・人事面等と関係がある者は、本業務の入札に参加できない。（ただし、業務内容に許認可等の審査、指導の支援を付随されている業務に限る。）</p>  |
| ダム管理支援    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加資格要件                             <ol style="list-style-type: none"> <li>①本業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。（ただし、業務内容に、工事監督の支援、積算の支援、技術審査の支援に関する業務が付随されている場合に限る。）</li> <li>②業務対象区間の占有者及び占有者等と資本面・人事面等と関係がある者は、本業務の入札に参加できない。（ただし、業務内容に許認可等の審査、指導の支援を付随されている業務に限る。）</li> </ol> </li> <li>・工事に関する事後制限（※参加資格には該当しない）                             <p>本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面での関係がある者は業務履行期間中に工期のある当該業務発注担当部署の発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注担当部署発注工事に参加してはならない。（ただし、業務内容に、工事監督の支援、積算の支援、技術審査の支援に関する業務が付随されている場合に限る。）</p> </li> </ul> |

**<公物管理補助業務（その2）>**

令和4年度から変更なし

| 業務区分          | 要件  |
|---------------|---|
| 堰・排水機場等管理支援   | 要件を付さない   |
| 道路許認可審査・適正化指導 | <p>・参加資格要件</p> <p>本業務に関連する特定の企業や団体と資本・人事面における関連の有無に関わらず、業務提携及び技術提携等を行うなど、中立性・公平性に欠ける者でないこと。</p> |

**<発注者支援業務等>**

| 業務区分     | 要件   |
|----------|--|
| 用地補償総合技術 | <p>・参加資格要件</p> <p>入札に参加しようとする者は、業務の履行場所に係る被補償者との間において、以下の関係がないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 会社法に基づく子会社、親会社の関係にないこと。</li> <li>2) 入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は入札参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。</li> </ol> |

**＜行政事務補助業務＞**

令和4年度から変更なし

| 業務区分         | 要件   |
|--------------|--|
| 調査設計<br>資料作成 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加資格要件<br/>本業務の履行期間中に履行期間がある当該事務所発注業務に参加している者及びその発注業務に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。</li> <li>・業務に関する事後制限(※参加資格には該当しない)<br/>本業務を受注した者は、当該事務所（管理所）の発注業務※<sup>1</sup>に参加することができない。<br/>※1：発注業務は、発注者支援業務、公物管理補助業務、用地事務補助業務及び行政事務補助業務を除く全ての業務を言う。</li> </ul> |

## ＜行政事務補助業務＞

令和4年度から変更なし

| 業務区分  | 要件  |
|---|---|
| <p>用地調査点検等技術</p> <p>裁決申請等関係資料作成整理等</p> <p>災害復旧用地関係資料作成整理等</p> | <p>・参加資格要件</p> <p><b>【用地調査点検等技術業務・災害復旧用地関係資料作成整理等業務のみ】</b></p> <p>1) 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の履行期間中、<u>本業務の履行箇所に係る（災害復旧用地関係資料作成整理等業務は、「本業務の対象となる〇〇事業に係る」と読替え）</u>他の用地調査等業務の入札に参加してはならない。</p> <p>また、本業務の履行期間に本業務の履行箇所に係る<u>（災害復旧用地関係資料作成整理等業務は、「本業務の対象となる〇〇事業に係る」と読替え）</u>用地調査等業務がある業務を受注している者及びその者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務を受注することはできない。ただし、（略）本業務における権利者に対する適正な補償の確保に影響を与えない業務である場合にはこの限りではない。</p> <p><b>【3業務共通】</b></p> <p>2) 入札に参加しようとする者は、<u>本業務の履行場所に係る（裁決申請等関係資料作成等業務、災害復旧用地関係資料作成整理等業務は、「本業務の対象となる〇〇事業に係る」と読替え）</u>被補償者との間において、資本的・人的関係がないこと。</p> <p>①会社法に基づく子会社、親会社の関係にないこと。</p> <p>②入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は入札参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。</p> |

## ＜工事監督支援業務に準ずる業務＞

令和4年度から変更なし

| 業務区分            | 要件  |
|-----------------|---|
| 施工プロセス検査・施工体制調査 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加資格要件                             <p>業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。</p> </li> <li>・工事に関する事後制限(※参加資格には該当しない)                             <p>本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該事務所発注工事に参加してはならない。</p> </li> </ul> |

令和4年度から変更なし

## (イ) 業務実施体制に関する要件

- ・ 競争参加資格申請書を提出する者は、関東地方整備局管内に業務拠点（予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものであること。

|    |            |   |                |
|----|------------|---|----------------|
| 例) | ・ 発注者支援業務  | → | 関東地方整備局管内      |
|    | ・ 公物管理補助業務 | → | 〇〇県内、関東地方整備局管内 |
|    | ・ 行政事務補助業務 | → | 関東地方整備局管内      |

- ・ 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ・ 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
- ・ 設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

## (ウ) 業務実績に関する要件

令和5年度

競争参加資格申請書を提出する者（企業）は、平成20年度以降に完了した以下の発注機関が行う業務※（令和4年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（本業務公告時において未完了の業務の業務成績は含まない）の場合は実績として認めない。

※業務内容については、次ページ参照のこと

### [実績の対象となる発注機関]

- ・ 国の機関
- ・ 特殊法人等
- ・ 地方公共団体
- ・ 地方公社
- ・ 公益法人
- ・ 大規模な土木工事を行う公益民間企業

※用地関係は、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、土地収用法第3条各号 51の一に規定する事業を行う者。

# 【5】令和5年度発注者支援業務等における要件等

## 競争参加資格確認申請書の提出者に求める業務実績

令和4年度から変更なし

### 【企業】

| 求める業務実績             | 業務内容 | 発注者支援業務<br>(積算技術、技術審査、<br>工事監督支援) | 公物管理補助業務<br>(河川巡視、河川許認可、<br>ダム管理、堰・排水機<br>場管理、道路許認可) | 用地補償<br>総合技術 | 行政事務補助業務     |                               | 工事監督支<br>援業務に準<br>じる業務 |
|---------------------|------|-----------------------------------|--|--------------|--------------|-------------------------------|------------------------|
|                     |      |                                   |  |              | 調査設計<br>資料作成 | 用地調査点<br>検等・裁決<br>申請・災害<br>復旧 |                        |
| 発注者支援業務             |      | ●                                 | ●  |              | ●            |                               | ●                      |
| 公物管理補助業務            |      | ●                                 | ●  |              | ●            |                               | ●                      |
| 行政事務補助業務            |      |                                   | ●  |              | ●(注)         |                               |                        |
| CM業務                |      | ●                                 | ●  |              | ●            |                               | ●                      |
| PFI事業技術アドバイザー業務     |      | ●                                 | ●  |              | ●            |                               | ●                      |
| 土木設計業務              |      | ●                                 | ●  |              | ●            |                               | ●                      |
| 調査検討・計画策定業務         |      | ●                                 | ●  |              | ●            |                               | ●                      |
| 管理施設調査・運用・点検業務      |      | ●                                 | ●  |              | ●            |                               | ●                      |
| 測量業務                |      | ●                                 | ●  |              | ●            |                               | ●                      |
| 地質調査業務              |      | ●                                 | ●  |              | ●            |                               | ●                      |
| 施工プロセス検査・施工体制調査業務   |      |                                   |  |              |              |                               | ●                      |
| 補償コン登録規程に定めるいずれかの業務 |      |                                   |  | ●            |              | ●                             |                        |

注：求める業務実績は、行政事務補助業務のうち調査設計資料作成業務に限る。

※詳細については、各業務の入札説明書を参照のこと。

### 3) 配置予定管理技術者に対する要件

#### (ア) 配置予定管理技術者の資格等

##### <土木工事が相当程度含まれる場合>

| 業務種別   | 資格要件   |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事監督支援</li> <li>・ 技術審査</li> <li>・ 積算技術</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）</li> <li>・ 1級土木施工管理技士</li> <li>・ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者</li> <li>・ (一社)全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、（Ⅱ）<del>又は発注者が認めた同等の資格を有する者</del></li> <li>・ RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）<br/>（RCCM：RCCMと同等の能力を有する者として、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者を含む。）</li> </ul> |

**(ア) 配置予定管理技術者の資格等**

**令和5年度**

**<電気通信設備工事のみの場合>**

| 業務種別   | 資 格 要 件  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事監督支援</li> <li>・ 積算技術</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術士（総合技術監理部門（<u>電気電子</u>）又は<u>電気電子</u>部門）</li> <li>・ <u>1級電気施工管理技士</u></li> <li>・ <u>1級電気通信工事施工管理技士</u></li> <li>・ (一社)全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、（Ⅱ）<del>又は発注者が認めた同等の資格を有する者</del></li> <li>・ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者<br/>                     （技術士部門と同様の部門に限る） <span style="float: right;">（R C C M：R C C Mと同等の能力を有する者として、R C C M試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者を含む。）</span></li> </ul> |

## (ア) 配置予定管理技術者の資格等

令和5年度

### <造園工事が相当程度含まれる場合>

| 業務種別   | 資格要件   |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事監督支援</li> <li>・ 積算技術</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）</li> <li>・ 1級土木施工管理技士</li> <li>・ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者</li> <li>・ (一社)全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、（Ⅱ）<del>又は発注者が認めた同等の資格を有する者</del></li> <li>・ RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者<br/>（技術士部門と同様の部門に限る）<br/>（RCCM：RCCMと同等の能力を有する者として、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者を含む。）</li> <li>・ <u>1級造園施工管理技士</u></li> </ul> |

## （ア）配置予定管理技術者の資格等 ＜公物管理（河川関係）の場合＞

令和4年度から変更なし

| 業務種別   | 資 格 要 件  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>河川巡視支援</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）</li> <li>1級土木施工管理技士</li> <li>土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>河川許認可審査</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）<br/>（RCCM：RCCMと同等の能力を有する者として、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者を含む。）</li> <li>河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>ダム管理支援</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>河川又は道路関係の技術的行政経験を20年以上有する者</li> <li>その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>堰・排水機場管理</li> </ul> | <p>＜ダム管理支援、堰・排水機場管理支援にのみ以下の資格を追加＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格あるいは第2号の研修を修了した者</li> </ul>   |
|  | <p>＜ダム管理支援にのみ以下の資格を追加＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川法第50条第1項の管理主任技術者の経験を5年以上有する者</li> </ul> <p>＜業務内容に堰・排水機場管理支援が相当程度含まれる場合は以下の資格を追加＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1級ポンプ施設管理技術士を有し、同種・類似業務の経験を5年以上有する者</li> </ul> |
|  | <p>＜河川巡視支援にのみ以下の資格を追加＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省登録技術者資格（施設分野：堤防・河道-業務：点検・診断）</li> </ul> <p>＜河川許認可審査、堰・排水機場管理にのみ以下の資格を追加＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川維持管理技術者</li> </ul>                                |

## (ア) 配置予定管理技術者の資格等

令和4年度から変更なし

### <公物管理（道路関係）の場合>

| 業務種別  | 資格要件   |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>道路許認可<br/>審査・適正<br/>化指導</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>技術士(総合技術監理部門（建設）又は建設部門)</li> <li>1級土木施工管理技士</li> <li>土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者</li> <li>RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者<br/>(技術士部門と同様の部門に限る)<br/>(RCCM: RCCMと同等の能力を有する者として、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者を含む。)</li> <li>道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者</li> <li>道路又は河川関係の技術的行政経験を20年以上有する者</li> <li>その他発注者が認めた公物管理の資格を有する者</li> </ul> |

## (ア) 配置予定管理技術者の資格等

令和4年度から変更なし

### <用地補償総合技術業務の場合>

#### (配置予定主任担当者)

| 業務種別   | 資 格 要 件  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 用地補償総合技術</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者</li> <li>• 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者</li> <li>• 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者</li> <li>• 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成3年3月28日理事会決定)(以下「実施規程」という。)第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士</li> <li>• 実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士</li> </ul> |

## (ア) 配置予定管理技術者の資格等

令和5年度

### <行政事務補助業務・工事監督支援業務に準ずる業務の場合>

| 業務種別   | 資格要件   |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>調査設計資料作成業務</li> <li>施工体制調査業務</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）</li> <li>1級土木施工管理技士</li> <li>土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者</li> <li>（一社）全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、（Ⅱ）<del>又は発注者が認めた同等の資格を有する者</del></li> <li>RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）<br/>（RCCM：RCCMと同等の能力を有する者として、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者を含む。）</li> </ul> |

令和5年度

## (イ) 配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

- 配置予定管理技術者は、平成**20**年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和**4**年度完了予定も対象に含む）において、**1件以上の実績**を有すること。

ただし業務成績が60点（本業務公告時において未完了の業務の業務成績は含まない）未満の場合は実績として認めない。

- 業務実績には、平成**20**年度以降に元請けとして同種又は類似業務に従事した経験の他、出向又は派遣、再委託により行った業務実績も同種又は類似業務として認める（ただし照査技術者として従事した業務は除く）。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

# 【5】令和5年度発注者支援業務等における要件等

## 配置予定**管理技術者**に必要とされる同種・類似業務の実績(1)

令和4年度から変更なし

【 凡例：同種● 類似○ 】

| 業務内容<br><br>求める業務実績          | 発注者支援業務  |                                    | 行政事務<br>補助業務<br>(調査設計<br>資料作成) | 工事監督<br>支援業務に<br>準ずる業務<br>(施工体制) |
|------------------------------|--|------------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|
|                              | ※電気通信設備<br>工事のみを除く<br>(積算業務/<br>技術審査/<br>工事監督支援) | ※電気通信<br>設備工事<br>(積算業務/<br>工事監督支援) |                                |                                  |
| 発注者支援業務                      | ●  |                                    | ●○                             | ●○                               |
| 発注者支援業務 (電気通信設備工事)           |  | ●                                  |                                |                                  |
| 公物管理補助業務                     | ●  | ●                                  | ●○                             | ●○                               |
| CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務         | ○  | ○                                  | ○                              | ○                                |
| 土木設計における概略・予備・詳細設計業務         | ○  |                                    | ○                              | ○                                |
| 電気通信設備設計における<br>概略・予備・詳細設計業務 |  | ○                                  |                                |                                  |
| 土木工事 (監理技術者)                 | ○  |                                    | ○                              | ○                                |
| 電気通信設備工事 (監理技術者)             |  | ○                                  |                                |                                  |
| 施工プロセス検査・施工体制調査業務            |  |                                    |                                | ●○                               |
| 行政事務補助業務 (調査設計資料作成業務)        |  |                                    | ●○                             |                                  |

※青字：令和3年度追加

・「●○」の表記は、求める業務実績の発注機関(国や地方自治体など)によって同種・類似が分かれるケース  
 ・実績を認める発注機関等の詳細は、各業務の入札説明書を確認すること

# 【5】令和5年度発注者支援業務等における要件等

## 配置予定管理技術者に必要とされる同種・類似業務の実績(2)

令和4年度から変更なし

【 凡例 : 同種● 類似○ 】

| 求める業務実績                   |       | 業務内容 | 公物管理補助業務 |           |          |           |           |
|---------------------------|-------|------|----------|-----------|----------|-----------|-----------|
|                           |       |      | 河川<br>巡視 | 河川<br>許認可 | ダム<br>管理 | 堰・<br>排水機 | 道路<br>許認可 |
| 発注者支援業務                   |       |      | ●        | ●○        | ●○       | ●         | ●         |
| 発注者支援業務 (電気通信設備工事)        |       |      |          |           |          |           |           |
| 公物管理補助業務                  | 河川    |      | ●        | ●○        |          | ●         |           |
|                           | 河川・ダム |      |          |           | ●○       |           |           |
|                           | 道路    |      |          |           |          |           | ●         |
| CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務      |       |      |          |           |          |           | ●         |
| 調査検討・計画策定業務               | 河川    |      | ○        | ○         |          | ○         |           |
|                           | 河川・ダム |      |          |           | ○        |           |           |
| 管理施設調査・運用・点検業務            | 河川    |      | ○        | ●○        |          | ○         |           |
|                           | 河川・ダム |      |          |           | ○        |           |           |
|                           | 道路    |      |          |           |          |           | ●         |
| 土木設計における予備・詳細設計業務         | 河川    |      | ○        | ○         |          | ○         |           |
|                           | 河川・ダム |      |          |           | ○        |           |           |
| 土木設計における概略・予備・詳細設計業務 (道路) |       |      |          |           |          |           | ○         |
| 電気通信設備設計における概略・予備・詳細設計業務  |       |      |          |           |          |           |           |
| 土木工事 (監理技術者)              |       |      | ○        | ○         | ○        | ○         | ○         |
| 電気通信設備工事 (監理技術者)          |       |      |          |           |          |           |           |
| 施工プロセス検査・施工体制調査業務         |       |      |          |           |          |           |           |
| 行政事務補助業務 (調査設計資料作成業務)     |       |      |          |           |          |           |           |

・「●○」の表記は、求める業務実績の発注機関(国や地方自治体など)によって同種・類似が分かれるケース ※青字: 令和3年度追加  
 ・実績を認める発注機関等の詳細は、各業務の入札説明書を確認をすること

配置予定主任担当者が必要とされる同種・類似業務の実績 令和4年度から変更なし

【 凡例 : 同種● 類似○ 】

| 業務実績        | 対象業務               | 用地総合  | 点検 | 裁決 | 災害 |
|-------------|--------------------|-------|----|----|----|
| 発注者支援等      | ◆用地補償総合技術業務        | ●     | ●  | ●  | ●  |
| 補償コンサルタント業務 | ◆用地補償技術(補助)業務      | ●     | ●  | ●  | ●  |
|             | ◆用地調査点検等技術業務       | ○     | ●  | ●  | ●  |
|             | ◆用地関係資料作成整理等業務     | ○     | ●  | ●  | ●  |
|             | ◆裁決申請等関係資料作成整理等業務  | ○     | ○  | ●  | ●  |
|             | ◆災害復旧用地関係資料作成整理等業務 | ○     | ○  | ●  | ●  |
|             | ◆土地調査部門業務(用地測量)    | ○     | ○  | ○  | ○  |
|             | ◆土地評価部門業務          | ○     | ○  | ○  | ○  |
|             | ◆物件部門業務            | ○     | ○  | ○  | ○  |
|             | ◆機械工作物部門業務         | ○     | ○  | ○  | ○  |
|             | ◆営業補償・特殊補償部門業務     | ○     | ○  | ○  | ○  |
|             | ◆事業損失補償部門業務        | ○     | ○  | ○  | ○  |
|             | ◆補償関連部門業務          | ●○(注) | ●  | ●  | ●  |

注:同種(●)は補償説明業務、類似(○)はそれ以外の業務

・実績を認める発注機関等の詳細は、各業務の入札説明書を確認のこと

令和4年度から変更なし

## (ウ) 直接的雇用関係

- 配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中(契約日から業務完了まで)に本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。  
い。
- 直接的雇用関係が確認できる資料を添付することとする。
- 競争参加資格確認申請書の提出期限までに競争参加資格確認申請者と予定管理技術者の間において直接的雇用関係が成立していない場合は、契約締結日までに直接的雇用関係が成立する旨の誓約書を提出するものとする。なお、誓約書の提出期限は競争参加資格確認申請書と同様の扱いとする。

## (エ) 手持ち業務量①

令和5年度

- 配置予定管理技術者は、令和5年4月1日(令和5年4月2日以降に入札公告を行った業務については、当該公告日)現在の手持ち業務量 (本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知(予定も含む)を受けているが未契約のものを含む。また、履行期限が令和5年3月31日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。以下同じ。)が5億円未満かつ10件未満であること。
- ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者(測量又は地質調査業務における主任担当者及び担当技術者、補償コンサルタント業務における主任担当者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む)となっている契約金額が500万円以上の業務をいう。
- 令和5年4月1日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等(港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。)で調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円未満から2.5億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。

## (工) 手持ち業務量②

令和5年度

**業務の履行期間中は配置予定管理技術者の手持ち業務量が契約額5億円未満、件数で10件**（令和5年4月1日現在（令和5年4月2日以降に入札公告を行った業務については、当該公告日）の手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、契約金額で2.5億円未満、件数で5件未満）**を超えないこと**とし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当であると認められる場合には、当該管理技術者を、以下の1)から3)までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- 3) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の制限を超えない者

## 4) 配置予定担当技術者に対する要件

令和5年度

### (ア) 配置予定担当技術者の業務実施上必要な資格

| 業務種別                   | 資格要件   |
|------------------------|--|
| 工事監督支援<br>技術審査<br>積算技術 | <ul style="list-style-type: none"> <li>技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)、技術士補(建設部門)</li> <li>1級土木施工管理技士、1級土木施工管理技士補又は2級土木施工管理技士</li> <li>土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者</li> <li>(一社)全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者(I)、(II) <del>又は発注者が認めた同等の資格を有する者</del></li> <li>RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)</li> <li>「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験が1年以上のもの(複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば実務経験を有するものとして判断する)</li> <li>河川又は道路関係の技術的行政経験を5年以上有する者</li> </ul> |

※ 競争参加資格確認時に所有資格の確認は行わない。特記仕様書と整合を図る。  
 電気通信設備、機械設備、営繕、造園工事、管工事が含まれる場合は、上記の他別途資格が追加されるため、詳細は各業務の入札説明書による。  
 技術的行政経験とは、国、都道府県、政令市、**中核市**、特殊法人等で職員として従事したことをいう。

※青字：令和3年度追加

## (イ) 配置予定担当技術者の業務実施上必要な資格

令和4年度から変更なし

| 業務種別  | 資格要件  |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川巡視支援</li> <li>・河川許認可審査</li> <li>・ダム管理支援</li> <li>・堰・排水機場管理</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）</li> <li>・技術士補（建設部門）</li> <li>・1級土木施工管理技士、1級土木施工管理技士補又は、2級土木施工管理技士</li> <li>・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級又は1級又は2級土木技術者</li> <li>・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）</li> <li>・河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者</li> <li>・配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実務経験が1年以上（複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば実務経験を有するものとして判断する）の者</li> <li>・河川又は道路関係の技術的行政経験を5年以上有する者</li> <li>・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者</li> </ul> <p>＜ダム管理支援、堰・排水機場管理支援にのみ以下の資格を追加＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格あるいは第2号の研修を修了した者</li> </ul> <p>＜ダム管理支援にのみ以下の資格を追加＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川法第50条第1項の管理主任技術者の経験を5年以上有する者</li> </ul> <p>＜河川巡視支援にのみ以下の資格を追加＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省登録技術者資格（施設分野：堤防・河道-業務：点検・診断）</li> </ul> <p>＜河川許認可審査、堰・排水機場管理にのみ以下の資格を追加＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川維持管理技術者、河川点検士</li> </ul> |

※ 競争参加資格確認時に所有資格の確認は行わない。特記仕様書と整合を図る。 ※青字：令和3年度追加

技術的行政経験とは、国、都道府県、政令市、**中核市**、特殊法人等で職員として従事したことをいう。

詳細は各業務の入札説明書による。

68

## (ウ) 配置予定担当技術者の業務実施上必要な資格

令和4年度から変更なし

| 業務種別                  | 資格要件  |
|-----------------------|---|
| 道路許認可<br>審査・適正化<br>指導 | <ul style="list-style-type: none"> <li>技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)、技術士補(建設部門)</li> <li>1級土木施工管理技士、1級土木施工管理技士補又は2級土木施工管理技士</li> <li>土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者</li> <li>RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)</li> <li>「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験が1年以上(複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば実務経験を有するものとして判断する)のもの</li> <li>道路法71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者</li> <li>道路もしくは河川関係の技術的行政経験、又は、道路交通行政経験を5年以上有する者</li> </ul> |

※ 競争参加資格確認時に所有資格の確認は行わない。特記仕様書と整合を図る。 ※青字:令和3年度追加  
 技術的行政経験とは、国、都道府県、政令市、**中核市**、特殊法人等で職員として従事したことをいう。  
 詳細は各業務の入札説明書による。

## (エ) 配置予定担当技術者及び配置予定業務従事者の業務実施上必要な資格

令和4年度から変更なし

| 業務種別                        | 資格要件   |
|-----------------------------|--|
| <p>用地補償<br/>総合技術<br/>業務</p> | <p>(配置予定担当技術者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し5年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し3年以上の指導監督的実務の経験を有する者</li> <li>補償業務全般に関する指導監督的実務の経験5年以上を含む10年以上の実務の経験を有する者</li> <li>登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者</li> <li>実施規程第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士</li> <li>実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士</li> </ul> <p>(配置予定業務従事者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共用地取得に関する補償業務について、3年以上の実務経験を有する者(行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員の別を問わない)</li> </ul> <p>(配置予定担当技術者・配置予定業務従事者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配置予定技術者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。</li> </ul> |

## (オ) 配置予定担当技術者及び予定業務従事者の業務実施上必要な資格

令和4年度から変更なし

| 業務種別  | 資 格 要 件   |
|---|---|
| <p>用地調査点検等技術業務</p> <p>裁決申請等関係資料作成整理等業務</p> <p>災害復旧用地関係資料作成整理等業務</p> | <p>(配置予定担当技術者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共用地取得に関する補償業務について、1年以上の実務経験を有する者（行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員の別を問わない）。</li> <li>配置予定担当技術者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。</li> <li>本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、直接的雇用関係があること。</li> </ul> <p>(配置予定業務従事者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共用地取得に関する補償業務について、1年以上の実務経験を有する者（行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員の別を問わない）。</li> <li>配置予定業務従事者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。</li> </ul> <p>※裁決申請等関係資料作成整理等業務及び災害復旧用地関係資料作成整理等業務は、担当技術者のみ</p> |

## （力）配置予定担当技術者の業務実施上必要な資格

令和5年度

| 業務種別   | 資格要件  |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>調査設計資料作成業務</li> <li>施工体制調査業務</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)、技術士補(建設部門)</li> <li>1級土木施工管理技士、1級土木施工管理技士補又は2級土木施工管理技士</li> <li>土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者</li> <li>(一社)全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者 (I)、(II) <b>又は発注者が認めた同等の資格を有する者</b></li> <li>RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)</li> <li>「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験が1年以上のもの(複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば実務経験を有するものとして判断する)</li> <li>河川又は道路関係の技術的行政経験を5年以上有する者</li> </ul> |

※青字: 令和3年度追加

※競争参加資格確認時に所有資格の確認は行わない。特記仕様書と整合を図る。

技術的行政経験とは、国、都道府県、政令市、**中核市**、特殊法人等で職員として従事したことをいう。

## 1. 業務に必要なとなる物品・消耗品等

令和4年度から変更なし

業務に必要な物品・消耗品は、受注者の責任において準備する。

※在庁型の業務について、受注者が、パソコン、プリンター、ソフト等を用意する必要がある場合は、特記仕様書に明記し、事務用品費として使用経費を積算(積上)計上する。なお、令和3年4月1日以降公告する業務より、工事監督支援業務にかかる電算機使用経費については率化されていることに留意願います。

## 2. 予定価格の作成にあたって適用する技術者単価について

予定価格作成に使用する単価は、入札書提出期限日時点の単価を適用します。

※関東地方整備局のHPに設計業務委託等技術者単価の取扱について掲載する予定ですのでご留意ください。

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000057.html>

## 3. 電子書類について

令和4年度から変更なし

工事監督支援業務・施工プロセス検査・施工体制調査業務における「土木工事電子書類作成マニュアル」及び「土木工事電子書類スリム化ガイド」による業務の実施について(R3. 9.17事務連絡)を事務所向けに発出してしておりますので、工事受注者との書類のやりとり等については、以下に留意し対応していただくようお願いいたします。

- \* 業務の実施にあたっては、「土木工事電子書類作成マニュアル」を十分理解し、厳正に実施すること。
- \* 業務の実施にあたっては、「土木工事電子書類スリム化ガイド」を参考に工事書類の削減や紙媒体と電子データとの二重提出の防止等に留意すること。

(発注者支援業務共通仕様書への反映は、令和4年3月を予定)

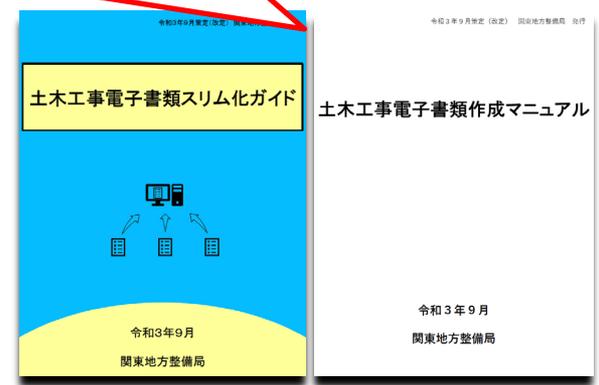
<R3.9.21記者発表>

「土木工事電子書類スリム化ガイド」を改定しました。  
～インフラ分野のDXを推進し、受発注者双方の働き方改革を推進～

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000037.html>

「土木工事電子書類作成マニュアル」の改定についても記載があります。

受発注者間で作成書類の役割分担の明確化、書類の電子化、遠隔臨場やWEB会議の活用等を追加



## 5. 情報提供について

令和4年度から変更なし

関東地方整備局で発注される業務については、下記のホームページに掲載されています。

<https://www.i-ppi.jp/Search/Web/Index.htm>